

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 1 チーム		担当課名	地域コミュニティ課
事業番号	1-21	事務事業名	地域コミュニティ活動基金積立事業 地域コミュニティ活動交付金	

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

○「不要(廃止)」とした判定人のコメントに対する考え方等

- (1) 廃止判定の前提(地域コミュニティ税と一体的に判断) (①・②・④)
 - ・地域コミュニティ税と本事業を一体的に議論しての判定であり、本事業を一般財源で実施する。
 - ・まちづくりは継続していくもので、地域コミュニティ活動交付金は継続する必要がある。
- (2) 地域コミュニティ税の廃止について(①・②)
 - ・財源となる地域コミュニティ税については、12月議会において廃止条例が可決された。
- (3) 地域コミュニティ活動基金の廃止について(①)
 - ・地域コミュニティ活動基金では、当該年度で不用となった額を管理金として管理している。
 - ・地域がまちづくりを計画的に行うためにも基金を廃止すべきでないとする。
- (4) 地縁団体との事業の重複(③)
 - ・単一の地縁団体では地域課題の解決が困難になってきたことから、地域自治区が設置され、新たなまちづくりを進めている。
 - ・これにより、単一の団体では解決困難な課題に取り組めるようになった。
 - ・なお、地域コミュニティ活動交付金を従来の地域活動に単に活用することは認めていない。

○「見直し」とした判定人のコメントに対する考え方等

- (5) 効果の確認については、第三者による評価委員会で行っている。(⑤)
- (6) 地域コミュニティ活動交付金の使途は、使途研究会で検討する。(⑥)
- (7) 自治会と地域まちづくり推進委員会とは明確に区分されている。(⑦)

●見直しの方向性

【平成23年度中】

- ・小(中)学校区単位でのまちづくり推進のため使途のルールの一部見直しを行う。
- ・その他は概ね現行制度を継続していく。

【平成24年度以降】

- ・まちづくり活動の実績を踏まえ地域コミュニティ活動交付金等について見直しの検討を行う。
- ※まちづくりは進行中であることから、見直しに際しては、地域との協議を経ながら進めていく必要がある。